

犯罪被害者等支援講演会

本市では、犯罪被害に遭われた方やご家族の心に寄り添い、誰もが安心して暮らすことができる地域社会を目指して、「廿日市市犯罪被害者等支援条例」を令和7年4月1日に施行しました。被害に遭われた方のご家族の声に耳を傾け、私たちに何ができるかを一緒に考えてみませんか。

日時

令和7年9月24日(水)
13:30~15:45(開場13:00)

入場無料
(申込不要)

会場

ウッドワンさくらびあ小ホール(廿日市市下平良一丁目11-1)
※駐車場には限りがあります。公共交通機関をご利用ください。
定員280名(先着順) ※手話通訳・要約筆記あり

第1部講演 13:35~14:35

演題 「犯罪被害者等の置かれた立場」

講師 北口 忠 さん(犯罪被害者ご家族)

【講師プロフィール】

平成16年10月に廿日市市で起きた事件で当時高校生だった娘さんを亡くされました。その後10年以上にわたり未解決の状態が続きましたが平成30年4月に犯人が逮捕され、令和2年4月に刑が確定しました。

現在も犯罪被害者等の置かれた立場や命の大切さを訴えるため講演活動を続けておられます。

第2部講演 14:45~15:45

演題 「犯罪被害者支援 ~わたしたちにできること~」

講師 新 恵里 さん(京都産業大学 法学部 准教授)

【講師プロフィール】

京都産業大学法学部卒業後、米国留学で犯罪被害者支援を学ぶ。大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター専任講師を経て現職。博士(学術)、臨床心理士、公認心理師。大学では「被害者学」「被害者政策」等の科目を担当。被害者支援のための政策を研究しておられます。公益社団法人広島被害者支援センター理事。

託児 9月12日(金)までに電話、FAXまたはメールでお申し込みください。
申込内容: 申込者及びお子様の氏名・お子様の年齢・連絡先

問い合わせ

廿日市市生活環境部 人権・市民生活課 人権啓発・推進係
TEL: 0829-30-9136 FAX: 0829-31-0133
Mail: jinkenseikatsu@city.hatsukaichi.lg.jp

主催

廿日市市

共催

廿日市市人権啓発推進協議会連合会 企業・事業所部会